景観協議の手引き

令和６年４月（改訂）

松本市

１．手引きの位置づけ

松本市では、街中から仰ぎ見る北アルプスや東山の山並み等、守るべき価値のある景観を保全し、地域特性を活かし、松本らしいまちづくりを進めるため、景観法に基づく松本市景観計画に景観形成の目標や景観形成基準等を定め、良好な景観の形成に取り組んでいます。

松本市景観計画においては、景観法に基づく建築物の建築等に際しての届出制度の運用に加えて、松本市景観条例に基づく事前協議制度を運用しています。

事前協議制度は、重点的に景観形成を図る区域に中高層建築物の建築を行う事業者に対し、松本市景観条例に基づく景観事前協議を行うことを義務付け、地域特性に応じたきめ細やかな景観誘導を図るものです。

事前協議においては、計画変更が可能な早い段階から事業者、設計者及び行政が共に当該建築物の景観への配慮を確認することで、共通認識を高め、目指すべき松本の景観の創造に繋げることを目的とし、地域の景観作法を踏まえた協議を行います。

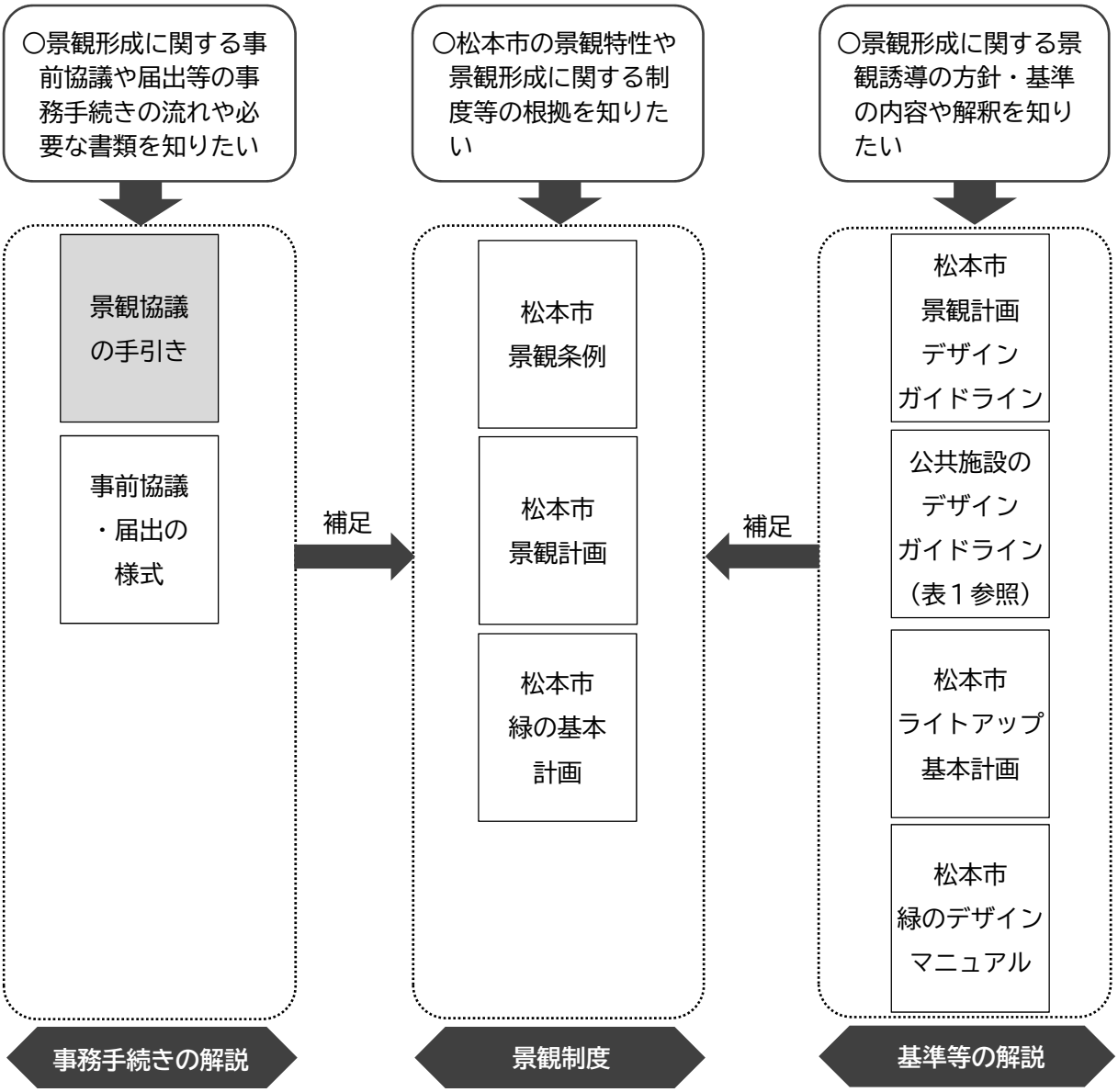

図１　景観協議の手引きの位置付け

表１　公共施設のデザインガイドライン等

	名称	策定主体	策定年月
道路	道路デザイン指針(案)	国土交通省 都市・地方整備局、 道路局	平成 17 年 3 月
	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	道路のデザインに関する検討委員会	平成 29 年 10 月
河川・砂防	歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン	国土交通省河川局 文化庁文化財部	平成 15 年 5 月
	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局	平成 18 年
	河川景観ガイドライン 「河川景観の形成と保全の考え方」	国土交通省河川局	平成 18 年 10 月
	多自然型川づくり基本指針	国土交通省河川局	平成 18 年
	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省河川局	平成 19 年 2 月
住宅・都市	景観ガイドライン「都市整備に関する事業」	国土交通省 都市・地方整備局	平成 17 年 3 月
	住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国土交通省住宅局	平成 17 年 3 月
農山村	美の里づくりガイドライン	農林水産省農村振興局	平成 16 年 9 月
	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省農村振興局	平成 18 年 5 月
官庁営繕	官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	国土交通省官庁営繕部	平成 16 年 5 月
その他	景観重要公共施設の手引き(案)	国土交通省 都市・地方整備局	
	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針	国土交通省大臣官房	平成 19 年

２．届出・事前協議の対象

（１）対象区域

・届出の対象区域：松本市全域

・事前協議の対象区域：松本市景観計画に定める以下の区域

①歴史的景観区域（お城地区、お城南地区、お城東地区）
②中心都市景観区域（中央西地区、中央東地区、松本駅西口地区、北松本地区）

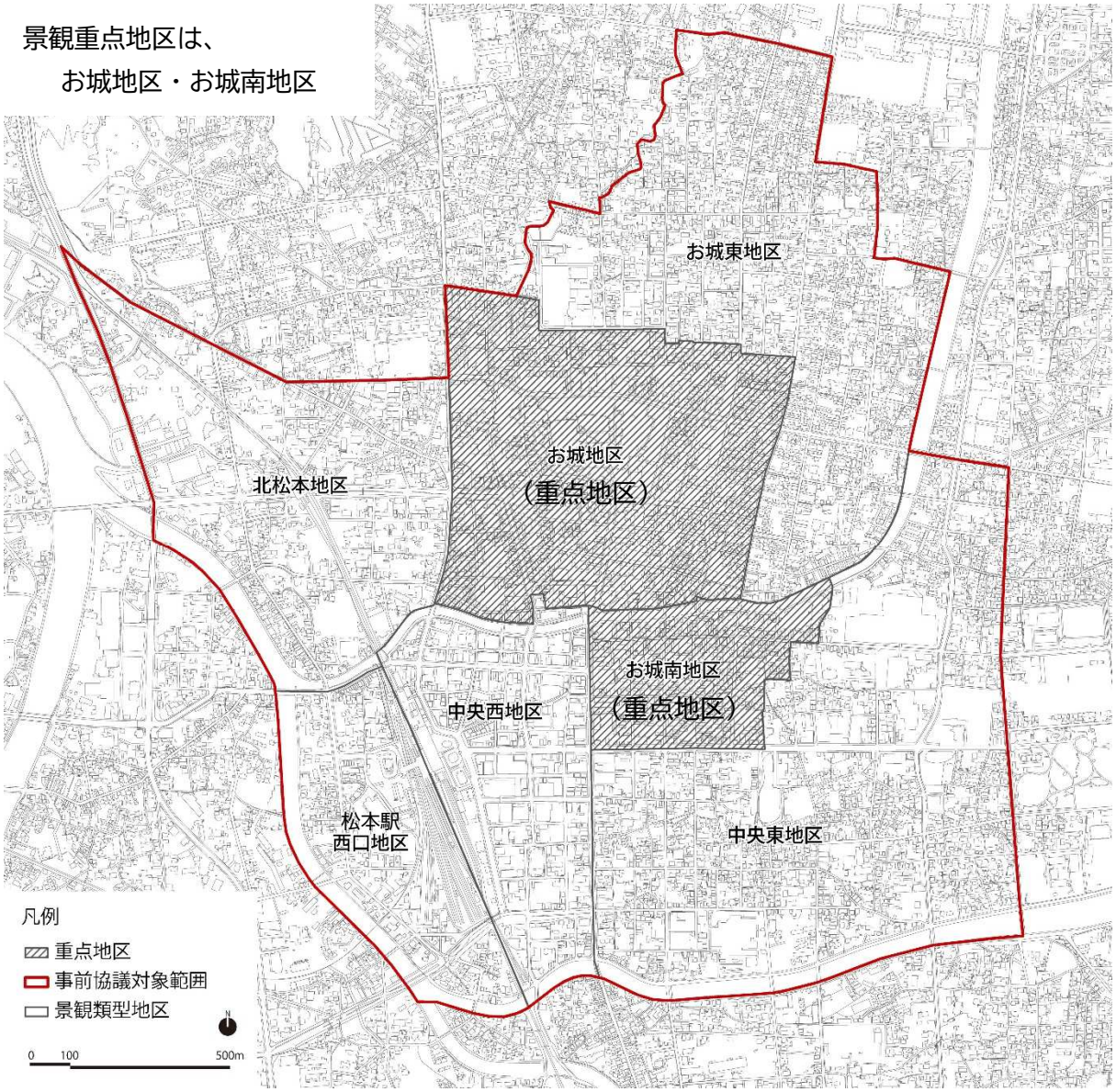

図２　景観事前協議の対象区域

（2）対象行為

表2　届出が必要な対象行為と規模

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">対象行為</th><th colspan="2">規模</th></tr>
<tr><th>一般地区</th><th>重点地区</th></tr>
<tr><td>建築物</td><td colspan="2">新築、増築、改築若しくは移転</td><td>高さが 10m 又は延床面積が 300㎡を超えるもの</td><td>全ての建築物</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</td><td>変更に係る見付面積が 400 ㎡を超えるもの</td><td>変更に係る見付面積が 10 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工作物</td><td rowspan="4">新築、増築、改築若しくは移転・外観を変更することとなる模様替え又は色彩の変更</td><td>擁壁、さく、塀、その他これに類するもの</td><td colspan="2">高さが 3m を超え、かつ長さが 30m を超えるもの</td></tr>
<tr><td>電気供給・通信施設</td><td colspan="2">高さが 20m を超えるもの</td></tr>
<tr><td>太陽光発電施設</td><td colspan="2">敷地面積が 1,000 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td>その他工作物</td><td colspan="2">高さが 13m 又は築造面積が 1,000 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">屋外の物件の堆積
（道路その他の公共空間から望見されるもの）</td><td colspan="2">堆積の高さ 3m 又は行為区域が 500 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">開発行為又は土地の形質の変更</td><td colspan="2" rowspan="2">面積 3,000 ㎡を超えるもの
生じる法面・擁壁の高さ 3m かつ長さ 30m を超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">土石の採取又は鉱物の採取</td></tr>
</table>

※太陽光発電施設は、「松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例」により別途許可が必要な場合があります。

表3　事前協議が必要な対象行為と規模

<table>
<tr><th colspan="2">対象行為</th><th>規模</th></tr>
<tr><td>建築物</td><td>新築、改築又は増築</td><td>高さが 15m を超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">良好な景観の形成に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が特に認める行為</td></tr>
</table>

※国の機関又は地方公共団体が行う行為についても対象となります。

※通常の管理行為、軽易な行為、非常災害の応急処置、建築物の移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更は対象から除きます。

（３）対象行為の取扱い

高さ

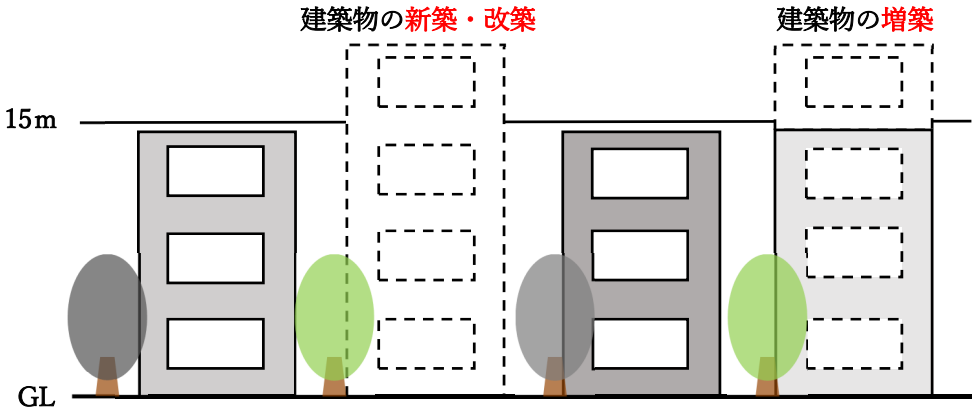

図３　高さに関する対象行為の取扱い

３．事前協議の協議事項

・景観計画に定める定性的な景観形成基準等に基づき、良好な景観の形成に影響を与える事項について、施主、設計者及び行政が協議を行います。

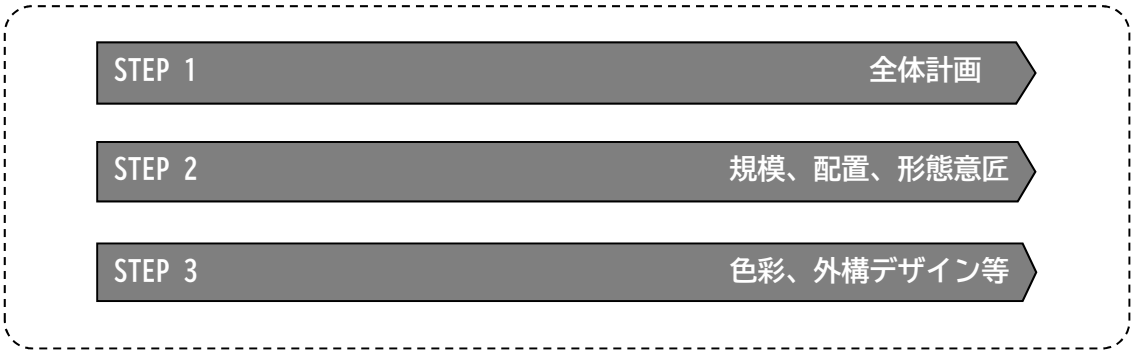

４．届出・事前協議の流れ

・届出対象行為に該当する行為を行う場合は、P7 の「届出等に関する手続きの流れ」に従い、届出の適合通知を得る必要があります。

・事前協議対象行為に該当する行為を行う場合は、P7 の「届出等に関する手続きの流れ」及び P11 の「事前協議の全体フロー」図に従い、事前協議の結果通知及び届出の適合通知を得る必要があります。

（１）届出の流れ

・景観法に基づき、行為着手の 30 日前までに「景観計画区域内行為届出書」（様式第８号）を提出してください。

・届出後の適合通知をスムーズに発出するため、計画の検討開始や事前相談の早い段階に窓口において情報共有、意見交換することをお勧めします。

届出等に関する手続きの流れ

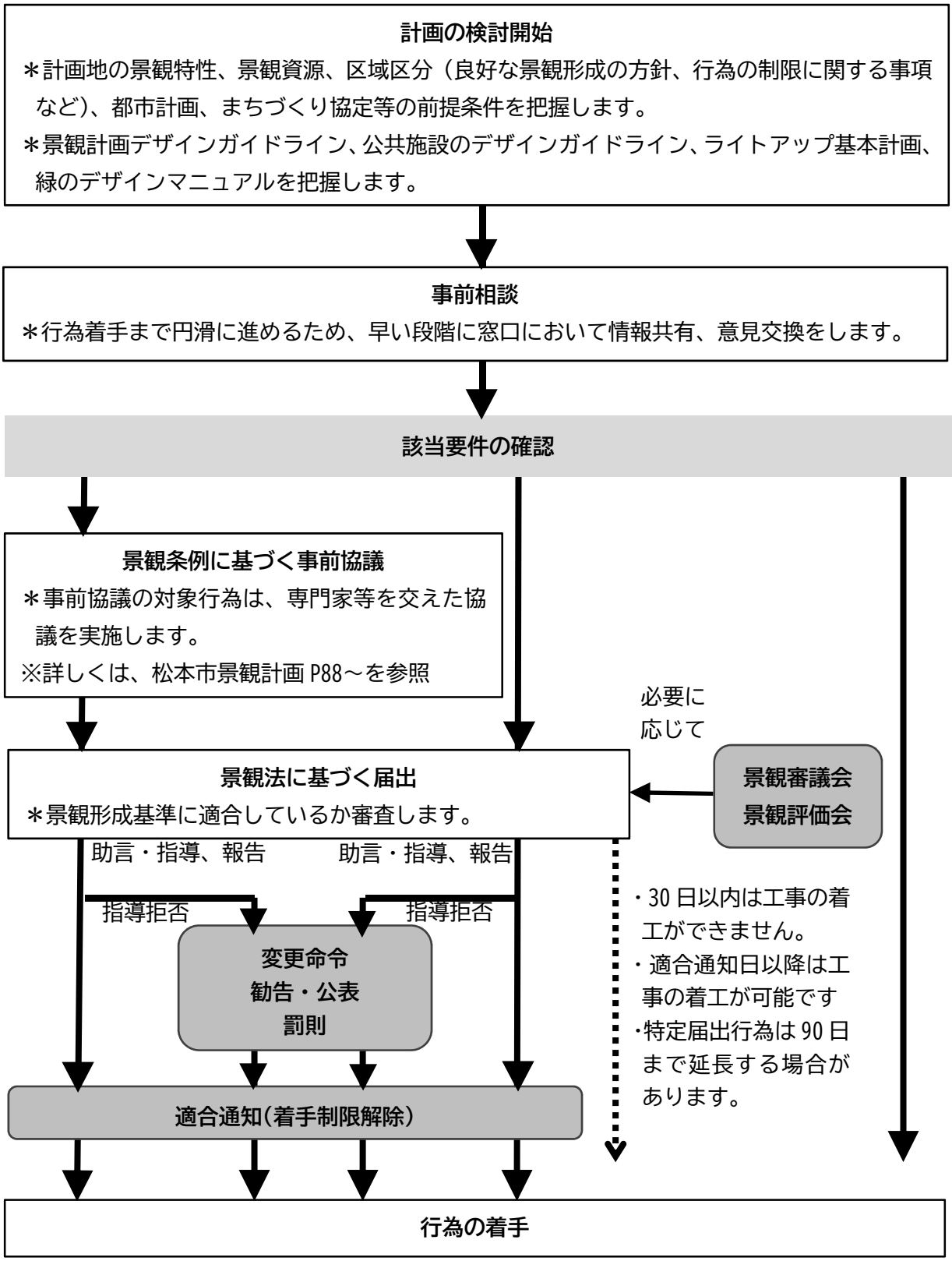

図４　届出等に関する手続きの流れ

（２）事前協議の流れ

・**事業計画の変更が可能な時期**に協議を行うため、「景観事前協議（変更）申出書」（様式第１号）は、表４のとおり区域に応じた提出日で提出してください。

・協議結果を計画に反映するため、できるだけ早く協議を始めてください。また、所有権移転が伴う場合は権利の移転前に協議を行うことをお勧めします。

表４　区域に応じた提出日

区域	建物高さ	協議申請書の提出日
まちづくり協定区域外	１８m以下	景観法に基づく届出等の提出の６０日前
	１８m超え	景観法に基づく届出等の提出の１２０日前
まちづくり協定区域内	協定で定められた高さ以下	景観法に基づく届出等の提出の６０日前
	協定で定められた高さ超え	景観法に基づく届出等の提出の１２０日前

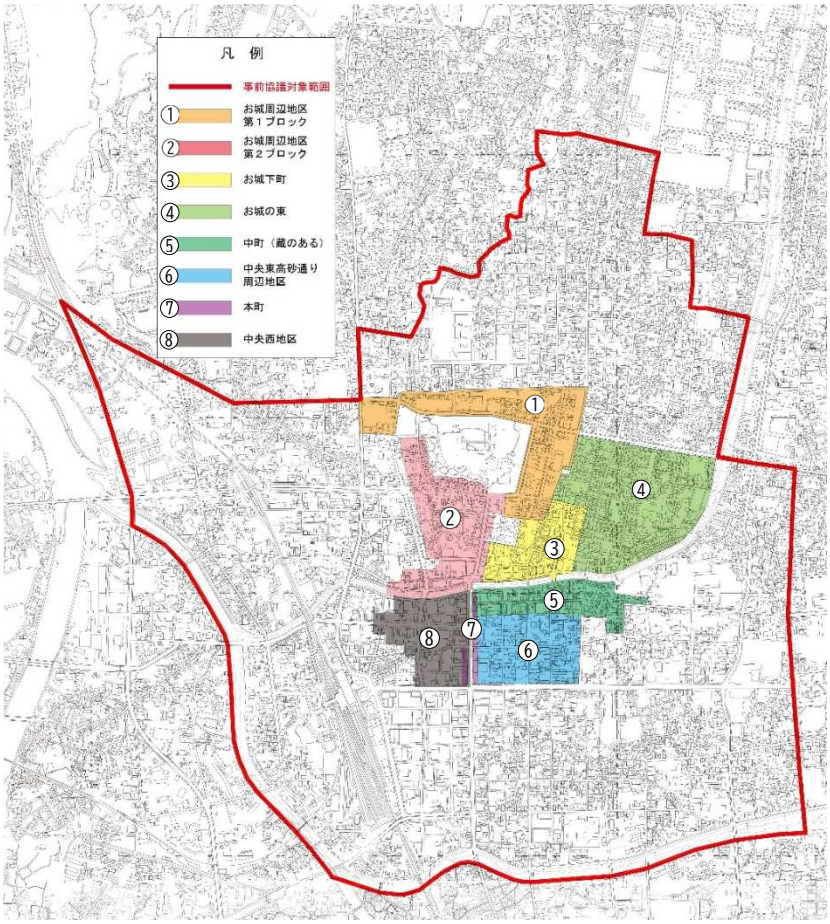

図５　まちづくり協定区域

①景観事前協議の申出

・「景観事前協議（変更）申出書」（様式第１号）に別表５～７（P12～14）の図面を添付し、提出してください。

※　景観評価会への説明資料として、景観事前協議に係る資料を 10 部提出してください。

②景観評価会の開催

・景観事前協議では、「景観審議会」から委任を受けた部会で、景観、建築、都市デザイン等の専門的な知識を有する委員で構成する「景観評価会」を開催し、その意見を踏まえた協議を行います。

ア　景観評価会は申出後に開催しますので、事前に開催日について市と調整してください。
　景観評価会は原則、非公開です。

③景観評価会後の協議の方法

・景観評価会開催後は、次のとおり協議を行います。

ア　要請書の送付【市→事業者】
・　市は、景観評価会の意見を踏まえ、市の意見を取りまとめた「景観事前協議対象行為に関する要請書」（様式第４号）を作成し、事業者へ要請します。
イ　回答書の提出【事業者→市】
・　事業者は、要請書に対する考え方について、「景観事前協議対象行為に関する回答書」（様式第５号）により回答し、回答内容を補足するための資料を添えて市へ提出します。
ウ　再協議【必要による】
・　回答書の提出後に協議が調わないと市長が認めたときは、再度、景観評価会（必要に応じて景観審議会）を開催する場合があります。

④協議終了の判断

・次のいずれかの場合には、協議を終了します。

ア　協議が調った場合
イ　協議が調わないときは、事業者が「景観事前協議終了申出書」（様式第６号）により協議の終了を申し出て、これに相当の理由があると市長が認めた場合

※　「景観事前協議終了申出書」（様式第６号）は、回答書の提出後に協議が調わないと市長が認めたときに提出が可能です。

⑤協議終了後の対応

・協議終了後、市は次のとおり対応します。

ア　協議結果の通知

・　事業者に「景観事前協議結果通知書」（様式第７号）により協議結果を通知します。

イ　協議内容の公表

・　協議の内容を市ホームページで公表します。

⑥協議終了後の手続き

・協議終了後、事業者は次のとおり手続きを行います。

ア　景観法に基づく届出等

・　協議結果の通知後に、景観法に基づく届出等を行います。

・　景観法に基づく届出等の内容は、協議結果を反映させたものとします。

イ　協議内容の変更

・　協議終了後に協議に係る事項のうち、合意した協議事項に反する変更をしようとする場合は、あらかじめ市と変更事項について協議する必要があります。

⑦手続きの制限

・市は、事業者が提出する景観法に基づく届出等に「景観事前協議結果通知書」（様式第７号）の添付がない場合、届出又は通知書を受理することができません。

⑧協議に係る勧告・公表

・市は、次の場合に、事業者に対し必要な処置をとることを勧告することができ、事業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができます。

ア　事業者が協議を行わない場合又は協議の申出をしない場合

イ　事業者が虚偽の内容に基づき協議を行った場合

ウ　事業者が協議終了前に協議に係る行為に着手した場合

事前協議の全体フロー

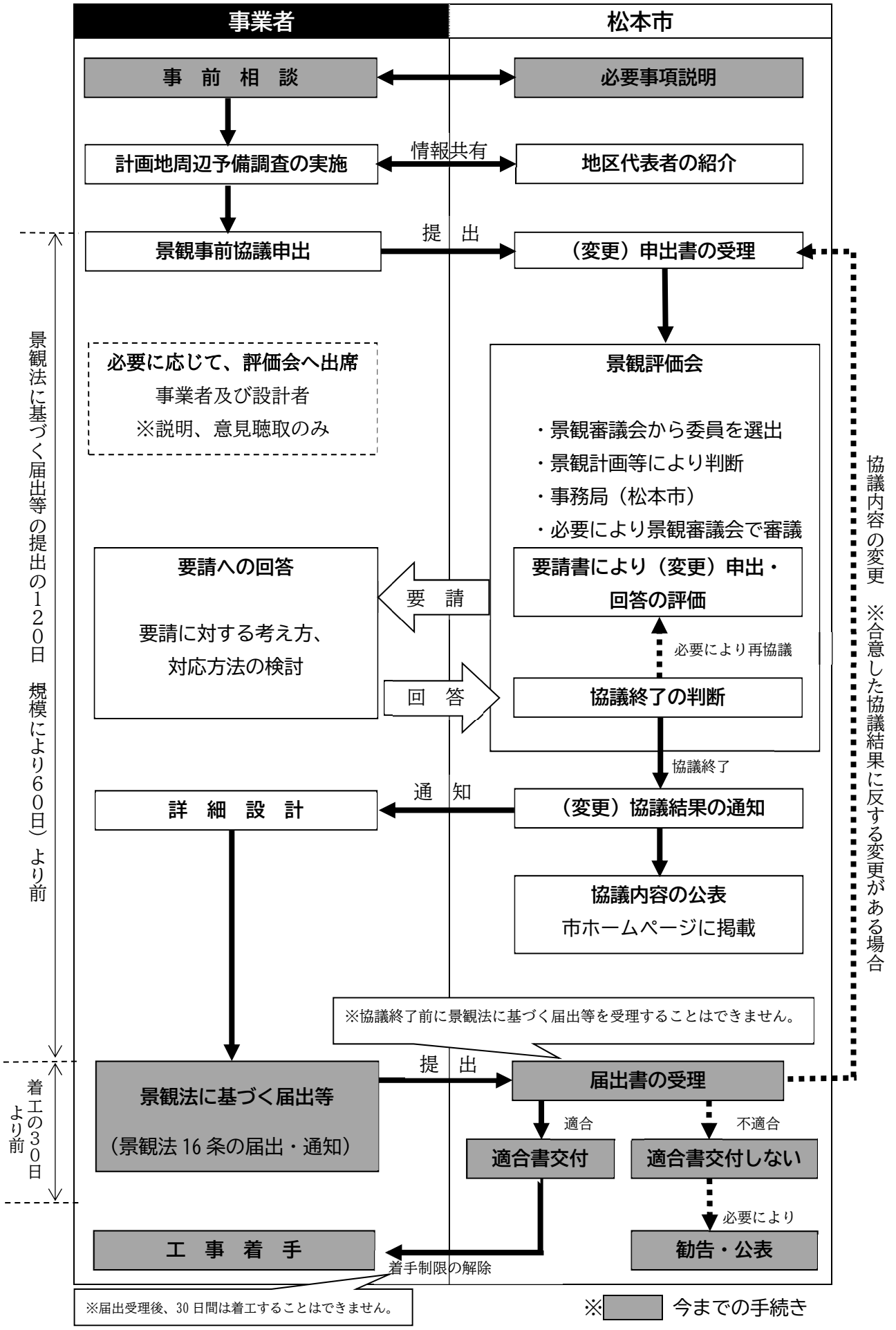

図６　事前協議の全体フロー

５．届出・事前協議に必要な書類

（１）書類一覧

表５　事前協議・届出等に必要な書類

	書類	備考
事前協議	景観事前協議申出書(様式１号)及び表６に◎・●で示す書類(図書)	事前協議の段階で、作成可能な内容を盛り込んだ書類を提出して下さい。
行為の届出	行為届出書(様式８号)及び表６に◎・○で示す書類(図書)	小規模な増築や外観の変更のみの場合等は、提出書類（図書）の一部を省略することができますので、担当にご相談ください。
変更届出	変更届出書及び表８に示す書類(図書)	届出内容に変更が生じる場合、あらかじめ変更届出書を提出して下さい。２部（正・副）提出

表６　景観法第 16 条第 1 項に基づく届出の添付図書（１／３）

	書類	明示すべき事項	対象行為				
			建築物	工作物	物件堆積	開発行為等	土石採取等
1	位置図	1／2500、都市計画基本図等	◎	○	○	○	○
2	現況図	都市計画法施行規則第 16 条第 4 項の規定、又は、採石法による許可申請に添付する図面に準じて作成				○	○
3	配置図	1／100 以上 方位及び敷地境界線、建物配置寸法、敷地面積、建築面積、延べ床面積、前面道路形状、歩車道幅員を記載	◎	○	○		
4	平面図(各階)	1／100 以上、附属建築物含む	◎	○			
5	立面図(各面)	1／50 以上(事前協議時は 1／200 以上)、附属建築物含む 着色し、建築物最高さ、平均地盤面、材料の種類、仕上げ方法及びマンセル値を記載	◎	○			
6	断面図	1／200 以上 ２面以上の主要部を表示したもの。各階高さを記載	●				

◎：事前協議と届出の両方で必要な書類、●：事前協議のみ必要な書類、○：届出のみ必要な書類

＊図面の縮尺は、行為の規模に応じて適切な縮尺に変更可能

表６　景観法第 16 条第 1 項に基づく届出の添付図書（２／３）

	書類	明示すべき事項	対象行為				
			建築物	工作物	物件堆積	開発行為等	土石採取等
7	外構平面図	1／100 以上 門、塀、擁壁、植栽(樹種・樹高・緑化面積・緑化面積計算式)、屋外設備等の敷地内の外部構成、前面道路形状(歩車道幅員・街路樹の配置等)を記載	◎	○			
8	現況写真	近隣を含め 2 方向以上	◎	○	○	○	○
9	完成予想シミュレーション図	近隣を含め 2 方向以上 届出対象物の位置、規模等を明確にすること	◎	○			
10	景観事前協議結果通知書	景観事前協議制度の対象行為のみ添付すること	○	○			
11	土地利用計画図	都市計画法施行規則第 16 条第 4 項の規定に準じて作成 植栽計画又は外構施設がある場合は、土地利用計画図にその概要を記載				○	
12	造成計画平面図					○	
13	造成計画断面図					○	
14	擁壁の断面図					○	
15	計画図	採石法による許可申請に添付する図面に準じて作成					○
16	採取終了措置図						○
17	景観事前協議（変更）申出書【様式第１号】	着手する行為の場所、種類、概要、植栽の概要を記載	●				
18	計画地周辺予備調査報告書【様式第 2 号】	松本都市計画図に調査範囲、調査ルート、撮影地点を明示し、調査写真及びコメント（２０枚程度）を添付 ※地区代表者から地域特性に関する聞き取りを行ったうえで作成してください。	●				
19	景観形成計画書【様式第３号】	地区ごとに定められた景観形成方針及び景観形成基準について行為の内容と景観への配慮事項等を記載	●				
20	景観事前協議対象行為に関する回答書【様式第５号】	事前協議を経て市より要請された内容に対する回答、添付図書を記載	●				

◎：事前協議と届出の両方で必要な書類、●：事前協議のみ必要な書類、○：届出のみ必要な書類

＊図面の縮尺は、行為の規模に応じて適切な縮尺に変更可能

表６　景観法第 16 条第 1 項に基づく届出の添付図書（３／３）

	書類	明示すべき事項	対象行為				
			建築物	工作物	物件堆積	開発行為等	土石採取等
21	景観事前協議終了申出書【様式第６号】	協議の終了を申請	●				
22	景観計画区域内行為届出書【様式第８号】	着手する行為の場所、種類、概要、植栽の概要を記載	◎	◎	◎	◎	◎
23	その他市長が必要と認める資料	参考となる補足の資料を添付（例）委任状（事業者以外が申出書を作成する場合に添付）	●				

◎：事前協議と届出の両方で必要な書類、●：事前協議のみ必要な書類、○：届出のみ必要な書類

＊図面の縮尺は、行為の規模に応じて適切な縮尺に変更可能

表８　景観法第 16 条第 2 項に基づく届出の添付図書

	書類	明示すべき事項	対象行為				
			建築物	工作物	物件堆積	開発行為等	土石採取等
1	位置図	1／2500、都市計画基本図等	○	○	○	○	○
2	変更後の各図面	景観法第 16 条第 1 項に基づく届出等に添付した図書のうち、変更となる図面 変更後の箇所を朱書きで明示	○	○	○	○	○
3	変更前の各図面	変更後の各図面の変更前図面 変更前と明示	○	○	○	○	○

＊図面の縮尺は、行為の規模に応じて適切な縮尺に変更可能

松本市景観計画区域の区分体系表

			景観形成方針																				景観形成基準【用途地域別】
		景観種別	土地景観																				
		景観区域	歴史的景観区域			中心都市景観区域				市街地景観区域			田園風景景観区域			山地丘陵景観区域					山岳景観区域		
		景観類型地	①お城地区（重点地区へ）	②お城南地区（重点地区へ）	③お城東地区	④中央西地区	⑤中央東地区	⑥松本駅西地区	⑦北松本地区	⑧松本北地区	⑨浅間・美ケ原温泉地区	⑩南部地区	⑪河西部地区	⑫梓川地区	⑬波田地区	⑭梓川上流域地区	⑮アルプス公園周辺地区	⑯北部・四賀地区	⑰東部地区	⑱東南部地区	⑲安曇山岳地区	⑳美ケ原山麓地区	
用途地域	住居系地域	低層住居専用地域								○		○	○		○								
		中高層住居専用地域	○		○					○	○	○	○										P77
		住居・準住居地域	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○								
	工業系地域	準工業地域					○	○	○	○		○	○										
		工業地域										○	○		○								P78
		工業専用地域										○	○										
	商業系地域	近隣商業地域	○	○	○		○		○			○	○		○								P79
		商業地域	○	○	○	○	○		○	○	○												
田園・集落系地域		用途地域外										○	○	○	○	○	○	○	○	○			P80
自然緑地系		自然公園区域																			○	○	※

景観形成の目標		P66		P67		P68	P69	P70	P71	P71	P72	P72
景観形成基準	【全市域共通】	P73 ～ P76										
	【重点地区別】	P81,82	P83,84	（縦軸参照）								

※ 自然公園法規定による行為制限があります。

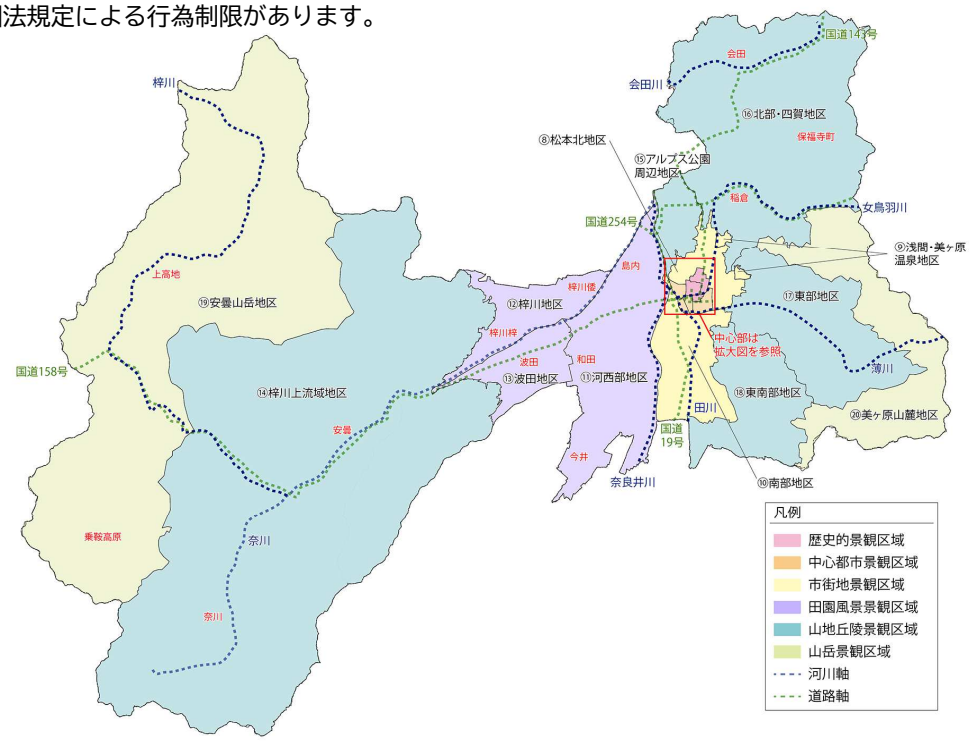

（２）書類の作成例

１）景観事前協議申出書（様式第１号）

記入例

【該当条文】
どちらかを選択してください。
・新規申出→ 第８条第２項
・変更申出→ 第１１条第２項

【計画の名称】
・市公式ホームページ上に公表される名称になります。

【景観区域区分（類型地区）】
【眺望景観（眺望点）】
・松本市景観計画で当該敷地がどの区域、地区に該当するか確認してください。

【高さ】
・建築基準法施行令第２条第１項第６号に規定された建築物の高さを記入してください。

【外壁等の色彩】
・想定している代表的な外壁の色、仕上材を記載してください。詳細の貼り分けは着色立面図等に明記してください。
【基調色（ベースカラー）】
→建築物の大部分を占める基本となる色
【補助色（アソートカラー）】
→建物低層部で街並みに個性を与える色
【アクセントカラー】
→小面積で街並みに彩りを与える色

※松本市景観計画デザインガイドライン参照

【申出者】
・複数人いる場合は連名で記載してください。

【設計者・施行者】
・住所、代表者名、協議担当者名及び連絡先を記入してください。施行者未定の場合は、「未定」と記入してください。

【着手予定日】
・申出書の提出日から１５０日以降の日付を記入してください。
（景観法に基づく届出、通知の提出予定日から３０日以降の日付を記入してください。）

【屋上設備の種類及び高さ】
・屋上設備の有無、高さを明記してください。

【敷地内の植栽の概要】
・想定している樹種を記入してください。
・想定している樹種の植栽時の樹高を記入してください。
・植栽基準に適合していることを確認のうえ、本数を記入してください。
・想定している樹種の成長時の樹冠の水平投影面積を記入してください。

※市公式ホームページ内
「松本市景観計画における敷地内緑化について」参照

【第１面】

様式第１号（第２条関係）

景観事前協議（変更）申出書

○○年○○月○○日

（あて先）松本市長

申出者　住　所　松本市○○○○丁目○番○号
氏　名　松本　太郎
電話番号　０２６３－００－○○○○

松本市景観条例　第８条第２項 / 第１１条第２項　の規定により、次のとおり申し出ます。

設計者	住所	松本市○○○○丁目○番○号			
	氏名	㈱松本建築事務所　代表取締役　松本　二郎	担当　松本　電話番号 0263 - 00 - 0000		
施行者	住所	松本市○○○○丁目○番○号			
	氏名	㈱松本建設　代表取締役　松本　三郎			
行為の場所等	計画の名称	（仮称）○○○○○○○ビル新築工事			
	地名地番	松本市○○○○丁目○○番○○			
	景観区域区分（類型地区）	歴史的景観区域　（お城地区）			
	用途地域	商業地域	防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし	
	敷地の地域地区	風致地区・高度地区・その他（　　）			
	敷地面積	○○○．○○ ㎡	主要用途	○○○○○	
行為の種類	建築物	新築・増築・改築			
	その他				
行為の期間	着手予定日	○○年○○月○○日	完了予定日	○○年○○月○○日	

設計又は施行方法	規模		届出部分	既存部分	合計	構造
		建築（築造）面積	○○○．○○ ㎡	㎡	○○○．○○	鉄骨造
		延床面積	○○○．○○	㎡	○○○．○○	地上　○○階
		高さ	○○．○○ m	m		地下　階
	屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽	受電設備		屋上広告物	その他（　　）
		無 / 有（　m）	無 / 有（　m）		無 / 有（　m）	無 / 有（　m）

【第２面】

記入例

設計又は施行方法	外壁等の色彩	屋根	NO	仕上材 ○○○○○○○
		外壁基調色（ベースカラー）	○○YR○／○	仕上材 ○○○○○○○
		外壁補助色（アソートカラー）	○○YR○／○	仕上材 ○○○○○○○
		外壁アクセント部分	無 / 有 ○○YR○／○	仕上材 ○○○○○○○

敷地内の植栽の概要		高木	低木	その他（地被植物）
	樹種	ヤマボウシ ソヨゴ クヤキ	ドウダンツツジ	芝
	樹高（植栽時）	0.0 m	0.0 m	
	本数	○○ 本	○○ 本	
	面積	○○．○○ ㎡	○○．○○ ㎡	○○．○○ ㎡
	空地面積	○○○．○○ ㎡		
	合計緑地面積	○○．○○ ㎡		
	緑化の割合	○○．○○ %		

備考
1　申出者が法人等である場合においては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　建築物の行為制限事項を定めた「松本市景観計画」に適合すること。
3　添付図書は１０部提出すること。
4　色彩については、日本工業規格Ｚ8721に定める色相、明度及び彩度の値を記載すること。

※代理人連絡先　住　所：松本市○○○○丁目○番○号
氏　名：㈱松本建築事務所　○○課　松本　四郎
電話番号：０２６３－００－○○○○

２）計画地周辺予備調査報告書（様式第２号）

・事業者は、設計のヒントとなる地域特性を確認するため、地区代表者への聞取り及び現地調査により、計画地周辺の歴史的背景、環境等を事前に調査してください。

・調査後、次の事項について留意して「計画地周辺予備調査報告書」（様式第２号）を作成してください。

①　予備調査の範囲は、計画地周辺半径約２５０メートル程度の範囲 ②　まちづくり協定等の法定計画以外のまちづくりのルールを確認 ③　地域特性として捉えた計画地周辺の歴史、環境等が読み取れる写真及び地域特性を説明したコメントを添えて調査書を作成

※　地域特性の確認にあたっては、市が地区代表者を事業者へ紹介します。

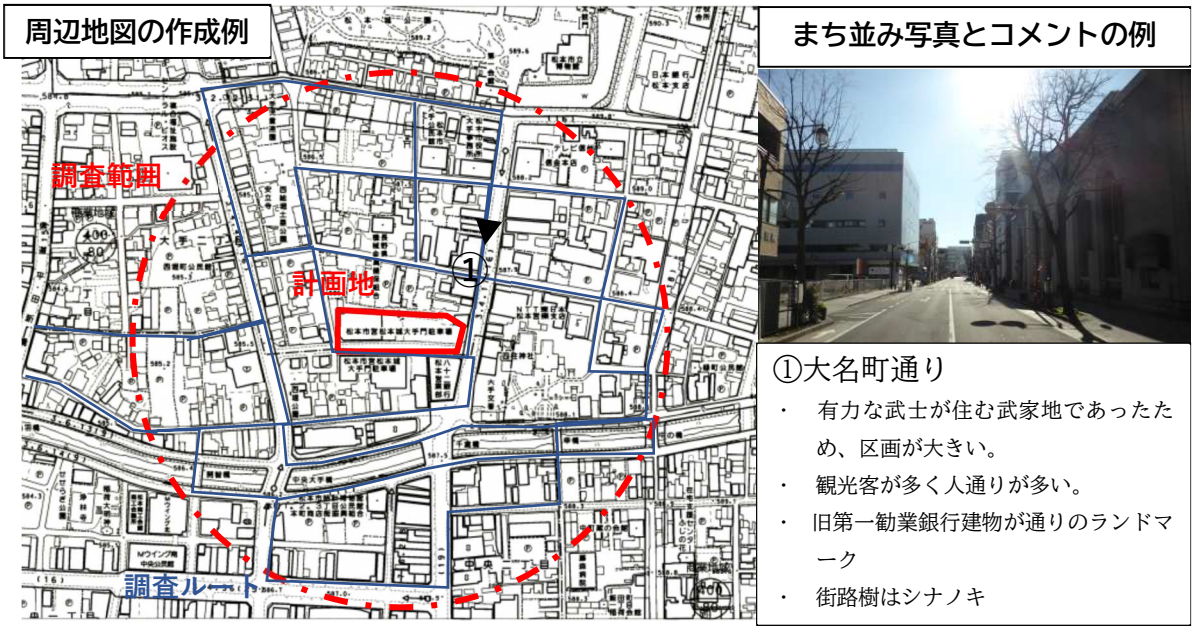

図７　計画地周辺予備調査報告書の例

【留意点】

・計画地周辺の地域特性をよく理解したうえで、設計していただく為に実施しています。

・地区代表者への聞き取りを行ったうえで、実際に計画地周辺を歩き調査を行ってください。

【市が紹介した地区代表者】

・市が紹介する地区代表者の住所、氏名を記入してください。

・計画地の地区代表者の紹介については、事前に都市計画課にご相談ください。

【調査範囲図】

・計画地周辺半径約２５０ｍの範囲を調査の範囲とします。

・案内図に調査範囲、調査ルート、写真の撮影地点・方向を明示してください。

【写真・コメント】

・設計者が捉えた計画地周辺の地域特性が分かる調査写真を写真添付欄に添付してください。

・調査写真ごとに。設計者が地域特性として捉えた内容をコメント欄に記入してください。

・調査範囲図に明示した撮影地点に対応した番号を明記してください。

・調査写真（及びコメント）は**２０枚**程度添付してください。

【第１面】

記入例

様式第２号（第２条関係）

計画地周辺予備調査報告書

〇〇 年〇〇 月〇〇 日

申出者　住所　*松本市〇〇〇〇丁目〇番〇号*

氏名　*松本　太郎*

1　調査概要

計画の名称	*（仮称）〇〇〇〇〇〇〇〇ビル新築工事*
現地調査日（時間帯）	〇〇年〇〇月〇〇日（午前・午後〇〇時～午前・午後〇〇時）
調査実施者	住所：*松本市〇〇〇〇丁目〇番〇号*　電話番号（ *0263* ）〇〇－〇〇〇〇 氏名：*㈱松本建築事務所　〇〇課　松本四郎*
市が紹介した地区代表者	住所：*松本市〇〇〇〇丁目〇番〇号* 氏名：*松本五郎、松本六郎*
地区代表者への聞き取り実施日	〇〇 年〇〇 月〇〇 日
まちづくり協定の有無	☑有（名称：*お城周辺地区第２ブロックまちづくり協定*　） □無
地区代表者からの聞き取り内容	*別紙〇のとおり*

2　調査範囲図

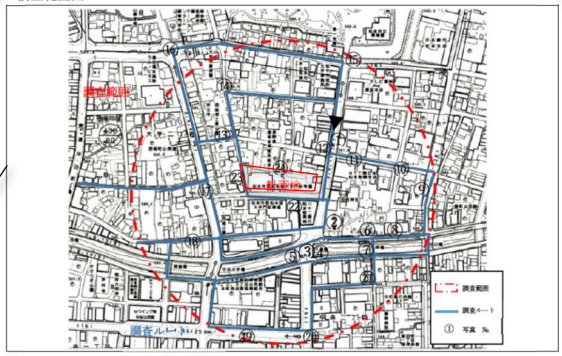

備考：調査範囲、調査ルート、撮影地点を地図上に明示すること。

【第２面以降】

様式第２号（第２条関係）

記入例

3　調査写真

【地域特性】①大名町通り
- 有力な武士が住む武家地であったため、区画が大きい。
- 観光客が多く人通りが多い。
- 旧第一勧業銀行建物が通りのランドマーク
- 街路樹はシナノキ

【地域特性】②〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【地域特性】③〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【地域特性】④〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【地域特性】⑤〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【地域特性】⑥〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【計画の名称】

・様式第１号に記入する計画名称と整合してください。

【現地調査日】

・計画地周辺の調査を実施した日を記入してください。

【まちづくり協定の有無】

・まちづくり協定の有無、名称を記入してください。

【地区代表者からの聞き取り内容】

・地域特性に関する聞き取りの内容を記入してください。

・記入欄に収まらない場合は、別紙にまとめ添付してください。

【地域特性の例】

・地域の歴史

（土地利用、町割り、史跡、寺社等の地域を特徴付ける建造物）

・周辺の地形

（高低差、傾斜、微地形）

・水と緑

（河川、湧水、既存樹木、街路樹）

・周辺環境

（風向き、日照）

・導線

（人・車等の流れ）

・風景

（周囲の視点場から山並み、歴史的建造物への眺め）

・祭事、行事

（敷地周辺の使われ方）

3）景観形成計画書（様式第３号）

記入例

【第１面】

【留意点】

・地区代表者への聞き取り、計画地周辺予備調査を実施し、計画地周辺の地域特性をよく理解したうえで、景観形成計画書を作成してください。

様式第３号（第２条関係）

景観形成計画書

〇〇 年〇〇 月〇〇 日

申出者　住所　*松本市〇〇〇〇丁目〇番〇号*

氏名　*松本　太郎*

計　画　の　名　称	*（仮称）〇〇〇〇〇〇〇〇ビル新築工事*
行　為　の　場　所（地　名　地　番）	*松本市〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇*
景観区域区分（類型地区）	歴史的景観区域（お城地区）

景観形成の方針

区域の方針

松本市の代表的建造物である国宝松本城をはじめ、国宝旧開智学校や、城下町の歴史的街並みや街路など、全体として歴史的町割りを色濃く残す景観要素から構成されている区域です。

平城、土蔵、大正・昭和初期の洋館など、個性ある景観形成の手がかりになる歴史的な景観要素の保全に努めます。

城下町の風情と賑わいを感じさせる歴史的商店街や縁日的商店街、街並みに潤いを与える街路樹や湧水、町中を流れる河川など、すでにある景観資産を維持活用します。また、これらの景観要素を活用して、国宝松本城を中心とした道筋を、時間の変遷を体感しながら、松本城を感じることのできる回廊として整備し、地域の人々と協力し賑わいと風格のある歴史的景観を育成します。

類型地の方針

松本市の象徴である国宝松本城を中心とする地区です。

松本城周辺の城下町は、古くからの町割りを生かした構成となっており、松本城が見え隠れする街路が多数存在します。中でも大名町通りは松本城の雰囲気を身近に感じ取れる街路であり、江戸時代には、藩の重臣の屋敷が軒を連ねていました。現在は、業務系の建物が多く見られますが、松本城へ向かう主要な動線として、多くの市民、観光客に親しまれています。大名町通りを代表する街路樹の「シナノキ」、潤いと安らぎを感じさせる「大名町大手門井戸（基幹博物館東側）」は大名町通りの景観資源として重要な役割を担っています。

松本城公園の中から松本城を眺めると、松本城の背景に公園の樹木と山並みの“折り重なる緑”が調和した良好な眺望景観が形成されています。松本城公園から眺める北アルプス、美ケ原高原の東西眺望景観は高度地区の高さ制限により保全されています。

街路樹の緑と調和した、風格と賑わいのある街路景観を形成するとともに、行き交う人々が集う滞留空間を形成するため、色彩、意匠形態等による景観誘導を目指します。

北アルプス、美ケ原高原の良好な東西の眺望景観を保全するとともに、松本城南側の都市景観を形成するため、松本市の商業や金融の中心地として、明治、大正、昭和、平成そして現在に至る街が形成されてきた経緯を踏まえながら、建築物等の高さ・色彩や屋外広告物等を制限することにより、賑わいと風格のある景観を育成します。

【計画の名称】

・様式第１号に記入する計画名称と整合してください。

【景観区域区分（類型地区）】

・**景観計画に定められた景観区域区分及び類型地区を確認し、記入してください。**

【景観形成の方針】

・該当する景観区域・類型地区の「景観形成方針」をデザインガイドラインで確認し、転記してください。

【第２面】

記入例

用途地域（商業地域）	景観形成の目標 ●業務施設、商業施設を中心とした市街地、歴史的街並みを色濃く残す街路が多数存在する地域特性を踏まえ、景観形成の手がかりとなる歴史的建造物を中心に歴史的時間と景観を体感できる回廊をつくり、街路の特徴を活かした賑わいと風格のある商業地景観の形成に貢献するよう努める。 ●建築物の低層部を中心に、道路や公園等の公共空間、一般に公開されている公的空間に面する場において、歴史的街並みと調和した賑わいと潤いのある、歩いて楽しい街並み景観の形成に貢献するよう努める。
	協議の重要テーマ ●歴史的時間と景観を体感できる回廊つくり ●低層部を中心に歩いて賑わいと潤いのある、楽しい街並み景観の形成 ●配慮が必要な景観の特性に応じた周囲の敷地での工夫をして、景観が映える環境の維持・向上 （工夫・配慮の内容） ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【用途地域】

・行為の場所の用途地域を記入してください。

【景観形成の目標】

・該当する用途地域の「景観形成の目標」をデザインガイドラインで確認し、転記してください。

【協議の重要テーマ】

・該当する用途地域の「協議の重要テーマ」をデザインガイドラインで確認し、転記してください。

【工夫・配慮の内容】

・「協議の重要テーマ」に対してどのような工夫・配慮をしたか、内容を記入してください。

【第３面以降】

記入例

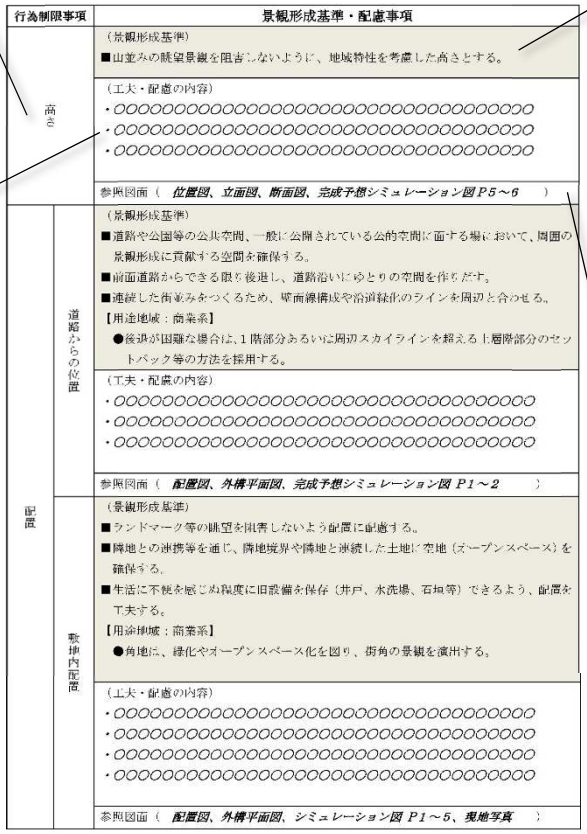

行為制限事項		景観形成基準・配慮事項
高さ		（景観形成基準） ■山並みの眺望景観を阻害しないように、地域特性を考慮した高さとする。
		（工夫・配慮の内容） ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
		参照図面（ 位置図、立面図、断面図、完成予想シミュレーション図Ｐ５～６ ）
配置	道路からの位置	（景観形成基準） ■道路や公園等の公共空間、一般に公開されている公的空間に面する場において、周囲の景観形成に貢献する空間を確保する。 ■前面道路からできる限り後退し、道路沿いにゆとりの空間を作りだす。 ■連続した街並みをつくるため、壁面線構成や沿道緑化のラインを周辺と合わせる。 【用途地域：商業系】 ●後退が困難な場合は、１階部分あるいは周辺スカイラインを揃える上層階部分のセットバック等の方法を採用する。
		（工夫・配慮の内容） ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
		参照図面（ 配置図、外構平面図、完成予想シミュレーション図 Ｐ１～２ ）
	敷地内配置	（景観形成基準） ■ランドマーク等の眺望を阻害しないよう配置に配慮する。 ■隣地との連携等を通じ、隣地境界や隣地と連続した土地に空地（オープンスペース）を確保する。 ■生活に不便を感じる程度に旧設備を保存（井戸、水洗場、石垣等）できるよう、配置を工夫する。 【用途地域：商業系】 ●角地に、緑化やオープンスペース化を図り、街角の景観を演出する。
		（工夫・配慮の内容） ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
		参照図面（ 配置図、外構平面図、シミュレーション図 Ｐ１～５、現地写真 ）

【行為制限事項】

・景観計画に定められた行為制限事項です。

【工夫・配慮の内容】

・景観形成基準の各内容について、景観上配慮していることを説明してください。

・デザインの検討段階で未定の場合も考え方を記入してください。

・記入欄に収まらない場合は、別紙にまとめ添付してください。

【景観形成基準】

・景観計画に定められた景観形成基準です。

・■は用途地域に係わらず、共通の基準です。

・●は用途地域に応じた基準です。

【参照図面】

・「工夫・配慮の内容」に記入した内容が確認できる図面を記入してください。

4）完成予想シミュレーション図（景観完成予想図）

・計画建物等の単体完成予想図だけでなく、計画建物等が建設された場合に周辺地域の景観とどのように調和するのかを確認するために作成していただくものです。

【留意点】

・公共空間（道路、河川、公園等）から歩行者が見る景観を意識して作成してください。
・遠景については主要な公共空間を視点場とし、視点場から計画地が見えない（影響がない）場合も見えないことが確認できるシミュレーション図を作成してください。
【近景】：景観要素である計画建物や樹木の様子が確認できるスケール
【中景】：景観要素の集合体である街並み（集落）の形状、色彩などが把握できるスケール
【遠景】：地形や山並みが一体の風景となって感じられるスケール

中景シミュレーション図の例

現地写真

▼

完成予想図

▼

完成予想図　最終（案）

現地写真

▼

完成予想図

▼

完成予想図　最終（案）

５）景観事前協議対象行為に関する回答書（様式第５号）

記入例

【留意点】

・「景観事前協議対象行為に関する要請書」に基づく要請内容を確認のうえ、回答を作成してください。

様式第５号（第４条関係）

景観事前協議対象行為に関する回答書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）松本市長

申出者　住　所　*松本市〇〇〇〇丁目〇番〇号*

氏　名　*松本　太郎*

電話番号（*０２６３*）*〇〇−〇〇〇〇*

【申出者】

・様式第１号に記入した申出者と整合してください。

〇〇年〇〇月〇〇日付け景観事前協議対象行為に関する要請書の要請内容に対し、次のとおり回答します。

計画の名称	*（仮称）〇〇〇〇〇〇〇〇ビル新築工事*	
行為の場所（地名地番）	*松本市〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇*	
回答作成者	住　所　*松本市〇〇〇〇丁目〇番〇号* 氏　名　*㈱松本建築事務所　〇〇課　松本　四郎* 電話番号（*０２６３*）*〇〇−〇〇〇〇*	
回答	要請内容	回　答
	別紙のとおり	*別紙のとおり*
添付図書	*配置図、立面図、外構平面図、 完成予想シミュレーション図、補足資料〇*	
備考		

【回答作成者】

・要請内容に対応した回答の作成者を記入してください。

・回答作成者は原則、設計者又は委任を受けた代理人とします。

【回　答】

・記入欄に収まらない場合は、別紙にまとめ添付してください。

【添付図書】

・変更点について具体的な変更内容が示せる場合は変更図面を添付してください。

【別紙】

記入例

要請内容	回　答
・〇〇〇について 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇に配慮してください。	*・〇〇〇について 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇します。*
・〇〇〇について 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇に検討してください。	*・〇〇〇について 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇します。*
・〇〇〇について 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇に配慮してください。	*・〇〇〇について 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇します。*
・〇〇〇について 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇を検討してください。	*・〇〇〇について 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇します。*
・〇〇〇について 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇に配慮してください。	*・〇〇〇について 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇します。*

【要請内容】

・各要請内容に対応した回答を作成してください。

【回　答】

・回答は要請内容について対応の考え方を示し、極力、具体的な対応策を記入してください。

6）景観事前協議終了申出書（様式第６号）

【留意点】

・「景観事前協議終了申出書」は「景観事前協議対象行為に関する回答書」の提出後、協議が調わない場合に必要に応じて作成し提出してください。

様式第６号（第５条関係）

記入例

景観事前協議終了申出書

〇〇 年〇〇 月〇〇 日

（あて先）松本市長

申出者　住　所　*松本市〇〇〇〇丁目〇番〇号*

氏　名　*松本　太郎*

電話番号　（*０２６３*）*〇〇－〇〇〇〇*

松本市景観条例第１０条第１項第２号の規定により、次のとおり協議の終了を申し出ます。

計画の名称	*（仮称）〇〇〇〇〇〇〇〇ビル新築工事*	
行為の場所（地名地番）	*松本市〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇*	
景観事前協議（変更）申出書申出年月日	〇〇 年〇〇 月〇〇 日	
行為の期間	着手予定日	〇〇 年〇〇 月〇〇 日
	完了予定日	〇〇 年〇〇 月〇〇 日
景観事前協議を終了する理由	・〇〇。	
備考		

【申出者】

・様式第１号に記入した申出者と整合してください。

【申出年月日】

・景観事前協議申出年月日を記入してください。

【行為の期間】

・様式第１号に記入した着手及び完了予定年月日を記入してください。

【終了する理由】

・協議が調わない場合において、継続の協議が困難な理由を記入してください。

７）景観計画区域内行為届出書（様式第８号）

【第１面】

記入例

様式第８号（第５条関係）

景観計画区域内行為届出書

○○年○○月○○日

（あて先）松本市長

届出者 住所 松本市○○○○丁目○番○号

氏名 松本 太郎

電話番号 ０２６３−○○−○○○○

景観法第１６条 第１項 / 第２項 の規定により、次のとおり届け出ます。

設計者	住所	松本市○○○○丁目○番○号				
	氏名	㈱松本建築事務所 代表取締役 松本 二郎		担当 松本 電話番号0263－00－0000		
施行者	住所	松本市○○○○丁目○番○号				
	氏名	㈱松本建設 代表取締役 松本 三郎				
行為の場所等	地名地番	松本市○○○○丁目○○番○○				
	景観区域区分（類型地区）	歴史的景観区域 （お城地区）				
	用途地域	商業地域	防火地域	防火地域 ・ 準防火地域 ・ 指定なし		
	敷地の地域地区	風致地区 ・高度地区・その他（ ）				
	敷地面積	○○○．○○ ㎡	主要用途	○○○○○		
行為の種類	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）				
	工作物	新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）				
	その他	開発行為・土石採取・土地形質変更・物品集積等				
行為の期間	着手予定日	○○年○○月○○日	完了予定日	○○年○○月○○日		
設計又は施行方法	建築物の建築又は工作物の建設		届出部分	既存部分	合計	構造
		建築（築造）面積	○○○.○ ㎡	㎡	○○○.○ ㎡	鉄骨造
		延床面積	○○○.○ ㎡	㎡	○○○.○ ㎡	地上○○階 地下 階
		高さ	○○.○○ m	m	垣又はさくの構造	
		屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽 無 有（ m）	受電設備 無 有（ m）	屋上広告物 無 有（ m）	その他（ ） 無 有（ m）

【該当条文】

どちらかを選択してください。

・新規届出 → 第１項

・変更届出 → 第２項

【景観区域区分（類型地区）】

・松本市景観計画で当該敷地がどの区域、地区に該当するか確認してください。

【着手予定日】

・景観法に基づく届出の提出予定日から３０日以降の日付を記入してください。

【高さ】

・建築基準法施行令第２条第１項第６号に規定された建築物の高さを記入してください。

【届出者】

・複数人いる場合は連名で記載してください。

【設計者・施行者】

・住所、代表者名、協議担当者名及び連絡先を記入してください。施工者未定の場合は、「未定」と記入してください。

【建築面積・延床面積・構造】

・敷地内の合計面積を明記してください。

・屋上設備の有無、高さを記入してください。

【屋上設備の種類及び高さ】

・屋上設備の有無、高さを記入してください。

【第２面】

記入例

設計又は施行方法	建築物の建築又は工作物の建設	色彩（仕上材）	屋根 NO （ ）	外壁 ○○YR○／○ （ ） アクセント部分 ○○YR○／○	工作物 ○○PB○／○ （ ） アクセント部分
		修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する事項	外観の変更 外壁（窓等の開口部を含む。） ○○○．○○ ㎡	屋根（立面の面積） ○○○．○○ ㎡	合計 ○○○．○○ ㎡
		アクセント部分の面積（色彩の制限を超える場合に記入すること。）	方向	各面の見付面積とアクセント部分の面積	
			東面	○○．○○㎡＜（○○○．○○㎡）×１／５＝（○○．○○㎡）	
			西面	○○．○○㎡＜（○○○．○○㎡）×１／５＝（○○．○○㎡）	
			南面	○○．○○㎡＜（○○○．○○㎡）×１／５＝（○○．○○㎡）	
			北面	㎡＜（ ㎡）×１／５＝（ ㎡）	
	土石の採取開発行為等	目的	土地の面積	法面又は擁壁の高さ・長さ	
		○○○の為	○○○○.○○ ㎡	高さ○○.○○ m ・ 長さ○○.○○ m	
	物品の集積等	目的・種類	面積	高さ	
		○○の集積（堆積）の為	○○○.○○ ㎡	○.○○ m	
敷地内の植栽の概要		高木	低木	その他（地被植物）	
	樹種	ヤマボウシ ソヨゴ ケヤキ	ドウダンツツジ	芝	
	樹高（植栽時）	○.○ m	○.○ m		
	本数	○○ 本	○○ 本		
	面積	○○.○○ ㎡	○○.○○ ㎡	○○.○○ ㎡	
	空地面積	○○○.○○ ㎡			
	合計緑地面積	○○.○○ ㎡			
	緑化の割合	○○.○○ %			

備考

1 届出者が法人等である場合においては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 建築物等の行為制限事項を定めた「松本市景観計画」に適合すること。

3 添付図書は２部提出すること。

4 色彩については、日本工業規格Ｚ8721に定める色相、明度及び彩度の値を記載すること。

※連絡先 住所：松本市○○○○丁目○番○号

氏名：㈱松本建築事務所 ○○課 松本 四郎

電話：０２６３−○○−○○○○

【外壁等の色彩】

・屋根・外壁部分のマンセル値を記入してください。

・ルーバー（格子等）、腰壁（バルコニー部分等）についてもマンセル値を記入してください。

・素材色を使用する場合もマンセル値（近似値）を記入してください。

・屋根面に太陽光パネルを設置する場合も工作物欄にマンセル値を記入してください。（※色彩基準が適用されます）

【アクセント部分】

・色彩基準を超える色を小面積で使用する場合は「アクセント部分」欄にマンセル値を記入し、「アクセント部分の面積」欄に面積を記入してください。

【土石の採取、開発行為等】

・「法面又は擁壁の高さ」欄は地表面から見える部分の高さを記入してください。

【敷地内の植栽の概要】

・想定している樹種・樹高（植栽時の高さ）を記入してください。

・植栽基準に適合していることを確認のうえ、本数を記入してください。

・成長時の樹冠の水平投影面積（合計）を記入してください。

※市公式ホームページ内「松本市景観計画における敷地内緑化について」参照

令和５年３月 31 日作成
令和６年４月１日改訂

お問い合わせ
松本市役所 都市計画課 景観担当　（本庁舎５階）
〒390-8620 長野県松本市丸の内 3 番 7 号 電話：0263-34-3015　FAX：0263-34-3202
E-mail：toshikei@city.matsumoto.lg.jp